論文
第1回

協議会型住民自治組織は地域をよくしたか
―福岡市22年の経験に学ぶ
自治協議会の仕組みと市職員の役割

乾　亨
（立命館大学名誉教授）

1．はじめに～本連載の位置づけ

２０１５年度の「まちむら」（１３０～１３４号）に「地域住民組織のあしたを考える」と題して連載させていただいた。今回の連載はその続編と考えている。

当時の連載では、防災や高齢者支援などの地域課題を地域と縁の薄い市民活動だけで面的にカバーすることは難しく、地域住民の暮らしの安心を支えるにはやはり、地域組織という「仕組み」が必要だとして、その再活性化に向けての課題や道筋を論じた。その最終号で、地域組織が地域コミュニティを束ね代表する仕組みとなるための道筋として、当時すでに多くの自治体で施行されていた「協議会型住民自治組織」（注1）という仕組みの可能性について論じた（１３４号）。まずは、その内容を箇条書き的におさらいしておく。前回の連載では…

「協議会型住民自治協議会」（以下「自治的協議会」）とは、自治体行政が地域に働きかけ、おおむね小学校区単位で、自治連合会・町内会自治会・各種団体など（以下「地域組織」）や市民活動団体を一本化し、地域を包括的に運営する「自治的協議会」を設立してもらったうえで、行政が当該組織を制度的に「認定」することで、任意団体でしかない地域組織を、「地域を代表する組織」「協働の相手」として位置づける仕組みの事である。行政と地域の連携・協働を進めるうえで有効な仕組みとして、多くの自治体で制度枠組みの整備と地域組織への働きかけが進んでいる（注2）（制度概要は表1参照）。

本制度の行政にとっての意義は、①住民自治の実体化と言う理念的側面（現場の職員には、その想いが強い）、②防災や福祉など公共の役割の一部を「協働」でカバーする（行政改革）、③地域組織の弱体化への対応（担い手をまとめ地域課題に包括的に取組む体制づくり）など。地域コミュニティ側にとっての意義は、①組織改編の契機となる・地域組織を一本化する、②制度と行政の働きかけ（圧力？）により課題解決型の組織になる、③行政との関係の透明化・地域組織の民主化（合議型組織になる）、④行政との協働関係の深化（包括補助金・担当職員の配置など）、

⑤会員だけの組織でなく「地域住民すべてを対象とし」「地域を代表する組織」になる、⑥一部町内会の参加率・力量が低下しても、「校区」単位で地域を運営できる。

地域の自律性を損ない、地域組織を行政機構の末端組織化してしまうという批判も一理あるが、地域コミュニティが(地域組織が)、この制度・仕組みをうまく活用し、地域をよくするための資源(包括補助金や施設、行政サポート)を得て住民自治を確立し、地域を自律運営する力を獲得しうる可能性がある。そのために地域には、行政を(制度や職員を)利用するしたたかさが求められる…と論じた。

○制度化の根拠は、条例～要項など、まちまち ○(形式的には)、各地域で自主的に設立される ○どの自治体も「地域を基盤とする地縁団体、市民団体を一つにまとめる」と謳っているが、ほとんどの自治体では、地域住民組織の一体化 1) ○制度化を機に、行政機構を改革し、地域との連携窓口の一本化や、地域担当者制を取り入れる自治体が多い ○包括補助金制度＝使途を(ある程度)地域側で決定できる ○補助金を事務局経費(人件費)に支出できる自治体もある ○権能(自治体の権限委譲)を明記している自治体は少ない 2) ○拠点(市施設＝公民館など)を提供している自治体も多い ○まちづくり計画の策定を求めている自治体もある ○自治体からの業務委託(公民館の管理・運営等)やコミュニティビジネスの展開が推奨されている 3) ●註：1)宝塚市はむしろ、市民組織を取り込むことを目指した 2)伊賀市は条例で当該地域に関わる事項に対し「答申権」「提案権」「同意権」「決定権」を付与している 3)法人化の推奨。スーパーコミュニティ法人の動き

表1：「自治的協議会」制度の概要(地域差あり)＊2015 作成

当時の連載では、住民自治の先進モデル「真野まちづくり」を筆頭に、いくつか事例を紹介している。このうち「真野」については、文献も多く拙著(注3)でも論じているのでそちらを参照して頂くとして、そのとき事例として紹介した福岡市の自治協議会(以下「自治協」)が、当時も今もなかなか面白い。筆者は福岡市で、2009年以降継続して、複数の自治協や行政への調査を行ってきたが、制度施行後22年(注4)の経過の中で、個々の自治協がそれぞれの地域特性に合わせた展開を見せている点や、行政のサポート力(仕組＋職員の動き)に、いつも驚かされてきた。「ある優れた地域」の事例は多いが、福岡市の場合、幾つもの地域で(程度の差はあれ)自律運営が進んでいる。これが20年余にわたる自治協議会制度・仕組みの成果であるとすれば、「自治的協議会という仕組みは、地域にとって(地域組織にとって・地域コミュニティにとって)有効か」という問を検証する格好の事例であろう。というわけで、本連載では、福岡市の自治協議会に焦点をあて、行政・地域への詳細な調査(注5)をもとに、制度・仕組みの有効性と問題点を論じたい。

前の連載から10年余…いまも地域組織の状況は明るくない。しかし、公的サービスの切り捨てがさらに進行し、社会が不安定化しつつあるいまこそ、地域コミュニティには(コミュニティを束ねる地域組織には)、最後のセーフティネットとしての役割が期待されている。自治的協議会制度が施行されている地域だけでなく、多くの地域の住民や自治体職員にとっても、福岡市の行政と地域の経験は役に立つはずだと信じている。

本連載の構成は以下の通り。「自治的協議会制度は、地域にとって有効か」という問に答えるため、まず本号では、自治協議会と直接向き合い支援してきた区の地域支援課担当者への聞き取りをもとに、行政が(職員が)制度をどう捉えどう評価しているかを紹介する。次号以降では、複数の特徴的自治協議会について、活動状況の紹介や地域側から見た制度の評価について語り、連載後半で、近年福岡市ではじまっている地域福祉の新しいカタチ(地域と福祉事業所ネットワークの連携＝「地域包括支援」の実体化)の事例を紹介する。最終号で、自治的協議会の可能性と方向性について論じたい。

○組織、運営に関し次の要件を満たす規約を備える
・役員の民主的選出・協議による意思決定・自主財源の確保・事業計画、予算作成及び執行の透明性・会計処理の透明性
・以下の団体を含む多くの団体によって構成されたもの
当該小学校区のおおむね８割以上の自治会・町内会/交通安全推進委員会/体育振興会/男女共同参画協議会/青少年育成連合会/ゴミ減量リサイクル推進会議/献血推進協力会/衛生連合会/自主防災組織の８団体のすべて
・１つの校区に１団体
○自主事業に活用できる「活力あるまちづくり支援事業補助金」（包括補助金）
校区人口に応じ200万～300万（2004年）（補助金で選任の事務員を雇用可）　＊現在は「共創補助金」という名称で、263万～411万
自治協は、市の補助金＋自主財源（主に町内会費からの拠金）で地域を運営
○必須事業：以下の①～⑨の事業は必ず実施しなければならない
①交通安全の推進に関する事業／②スポーツ・レクリエーションに関する事業／③男女共同参画推進に関する事業／④地域で子どもを育む意識を醸成し、健全育成活動や非行防止に関する事業／⑤ごみ減量・リサイクル推進に関する事業／⑥集団献血に関する事業／⑦健康づくり活動に関する事業／⑧環境美化に関する事業／⑨防災に関する事業／⑩地域の活性化や課題解決につながる事業　＊現在は「必須事業」は見直され「推奨事業」とされている（2022年～）
○区役所に地域支援部（コミュニティの総合窓口）創設
校区担当職員を配置＝係長（志願）。４～５校区/１職員　＊現在は3～4校区／1職員
○公民館（小学校区に１つ）をコミュニティ活動拠点とする（現基準150坪）
＊館長・主任（特別公務員）＋補助事務員　＊職員は地元採用優先

表2：福岡市自治協議会制度の概要
＊＜福岡市自治協議会に関する要綱＞＜福岡市活力あるまちづくり支援事業補助金交付要綱＞（2004）等に基づき乾が整理

2. 福岡市自治協議会制度の概要と特性

九州の拠点である福岡市については既知のこととして位置図も含め詳述は避け、本稿に関係する情報のみ列記しておく。人口約167万（増加中）、政令市、7行政区、153小学校区。町内会加入率71・3％（2024年市政アンケート）、町内会長在任期間は大都市としては比較的長い（平均5・5年、5年以上44％：2022年自治会アンケート）。若者（15歳～29歳）の比率は高く（17・6％：福岡アジア都市研究所、2022年）、また大企業の支店が多いこともあり共同住宅率は高い（79・0％・全国政令市平均60・3％：福岡市住生活基本計画、2026年）。

2004年に施行された自治協議会の設立要件・支援の特性は以下の通り（表2参照・表1の要件は省く）。なお、設立要件・支援内容は条例ではなく要綱（注6）で定められている。また、自治協は市内全小学校区（153校区）で設立済。

〈設立要件〉

校区町内会自治会の8割以上・指定する各種団体の参加（市民団体等ついては規定なし）

〈支援内容〉

○包括補助金（注8）制度発足時200万円～300万円・現263万円～411万円（人口による）／使途は自治協裁量、ただし「必須事業」の縛りあり（2022年に柔軟化→推奨事業）
○公民館（1小学校区に1施設・市施設）をコミュニティ施設と位置付ける（自治協の拠点）
○校区自治協を支援する地域支援係長（区地域支援課）を各区に配置。制度発足時4～5校区担当／人（現：3～4校区担当／人）

加えて、福岡市における本制度施行の背景を概説しておく。福岡市は1953年以降、市行政と地域をつなぐため「町世話人制度」（市委嘱の非常勤特別公務員・報酬は担当世帯数によるが平均40万～50万円／年・一般的に町内会長が就任）を採用してきた。ただ、詳細は省くが、制度疲労がすすむなか、1998年に、町世話人制度の廃止を公約に掲げた山崎市長が当選したことで、市行政は、待ったなしで町世話人制度の廃止（それに替わる制度の創設）を進めることになった。制度検討期間が不十分だったせいか（実際の要因は未確認・注8）、他都市の自治的協

1998.12	山﨑広太郎福岡市長誕生（～2006.12）
2003.03	「コミュニティの自律経営推進に関する提言」（2003.03）
2003.04～	自治協議会設立に向けた説明会、設立に向けて体制、役員、規約等を準備
2004.03	町世話人制度廃止
2004.04	自治協議会制度創設
2004.12	「自治会活動ハンドブック」製作
2006.10～	コミュニティ関連施策のあり方検討会
2006.12	市長交代　山崎広太郎氏→吉田宏氏
2007.10	「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」
2007.10～	コミュニティ関連施策のあり方検討会
2008.10	「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第2次）」
2009.04～	「『コミュニティとの共働』推進本部」「コミュニティ施策推進委員会」設置
2010～	住民自治フォーラム開催
2010.12	市長交代　吉田宏氏→高島宗一郎氏
2012～	自治協議会サミット開催
2013.04～	自治協議会の運営基盤強化に向けた支援事業（各区１校区）
2014.07～	地域のまち・絆づくり検討委員会
2015.10	「地域のまち・絆づくり検討委員会提言」
2015～16	校区ビジョン（校区まちづくり計画）策定支援事業（高宮校区、美野島地区等）
2015.11～	ふくおか共創パートナー企業（旧"ふくおか"地域の絆応援団）事業開始
2016～	「自治の確立」の段階から共に創る「共創」の段階へ 校区データ制作
2020.07～	共創のまちづくり推進検討委員会
2021.07	「共創のまちづくり推進検討委員会報告」
2022.04	「共創による地域コミュニティ活性化条例」施行
2023～	・町内会活動支援事業補助金創設・地域支援課の体制強化　他新施策

表3：福岡市自治協議会制度のあゆみ
「地域コミュニティとの共創のあゆみ」（「共創の地域づくりのてびき」所収・R7）をもとに貞清潔氏作製（筆者が抜粋・修正）

＜2004制度施行時～＞＊自治協支援
○活力あるまちづくり支援事業補助金
○地域支援課設置（校区担当制）
○「地域活動アドバイザー」派遣
　自治協議会・町内会等が実施する研修やワークショップ等

＜2016「共創のまちづくり」～＞＊企業・NPOとの共働
○自治協議会共創補助金
○「地域活動アドバイザー」→「共創による地域づくりアドバイザー」
○地域デビュー応援事業（2015～）
○校区データ　2016～
○ふくおか地域の絆応援団（→ふくおか共創パートナー企業）

＜2022年条例制定～＞＊町内会自治会支援強化
○自治協議会共創補助金の使途の柔軟化
　必須事業→推奨事業
○町内会活動支援事業補助金
　・課題解決だけでなく、祭りやBBQなどの交流事業も対象
　・事業費1/2補助・上限5万（地域防災は4/5補助・上限10万）
　・毎年、何度でも申請可（年1回）
　・3団体までの合同申請も可（助成金上限は15万）
○地域支援課の体制強化（増員）　＊町内会支援のため
○地域の広報力強化
　・「地域広報アドバイザー」配置（1名/区）
　　ブログ開設など情報発信サポート　＊支援課担当者と連携
　・地域における情報発信のデジタル化支援
　　町内会活動補助金利用可/公民館スマホ塾など
○福岡ポイント（2024: 6モデル校区→2025:60校区以上）
　自治協と連携し、地域参加や役員就任などにポイント付与

表4：福岡市のコミュニティ支援の拡がり　＊主な直接的支援（助成金・サポーター派遣など）

議会創設時にみられる「理念・目標（自治や協働の在り方など）」の明示はほとんどなく、制度の法的根拠も弱い。条例で自治的協議会制度を担保する自治体も多い中、福岡市では、設置要件・補助金要件を示した要綱のみのスタートであった（注9）。ただその一方、施行後（市長が変わっても）、自治協を地域の代表・共働（注10）の相手と位置づける政策は一貫している。自治協との意見交換や地域組織調査（注11）は継続的に行われ、政策の見直しも丁寧に行われてきた（表3）。最近でも、支援の仕組みのブラッシュアップも行われている（表4）。この、スタート時における制度の位置づけの曖昧さと、その後の自治協支援の丁寧さは、福岡市の特徴だと考えている。

3．行政職員は自治協制度をどう評価しているか

２０２４年調査で、４行政区計８名の地域支援課担当者（一部「元・支援課」）に、対話形式で本音に近い話を詳細に聞いた。いずれも長期にわたり地域支援に関わっ

た方々（注12）である。あくまでも、所属した行政区での経験に基づく職員個人の意見・想いであることを付言したうえで、以下、彼らの語りをもとに、行政が（彼らが）自治協制度とどう向かい合いどう評価しているかを、箇条書き的に紹介する（「　」は職員の語りの抜粋）。

（1）現場職員の制度評価～「地域の自治・自立／共働」はできているか？

地域運営・地域課題解決の主体としての自治協の評価は高いが、コミュニティ（組織）を政策の枠内にいれる（制度化する）ことによる問題を指摘する意見もあった。

①自治協制度で自治・自立がすすんだ

○自治協ができたことで地域のまとまりができた

「自治協ができることで、地域の皆さんが自治をやる方向に進んでいる」「以前は、自治連と各団がばらばらだった」

○地域課題解決の主体として評価する／全校区がまんべんなく活性化した

「地域課題解決という点ではすばらしい仕組み」「全校区まんべんなく活性化している」「全校区すべてにミニ区役所があるようなもの」「組織の仕組みが近代化され、新しい人材の居場所ができた」「組織が一本化し、市との窓口も一本化」

○20年経過しても、自治協の活動は活発でルーティン化していない

「今も、担当4校区中3校区でWSで課題発見して前に進んでいる」「自治協スタート時は、事務局長がいないところが多かったが、今は区25校区中17校区に有償の事務局員がいる」

○うまくいく要因は「しなければいけない」意識と公民館で顔をあわせる

「人間関係が多少まずくても『しなければいけないこと』があるので、それなりに動く」「公民館があるから、いつも人がいる・顔をあわせる」

○「共働の担い手」としては成功

「地域がまとまっているので、行政に対する要望も活動もやりやすい」「校区で重点項目を協議して、独自に予算配分している。コミュニティとして自立化・活性化している」

②市―区―校区自治協（ミニ区役所）という仕組みができた

「福岡市は校区のまとまりが明確。公民館も校区ごとにある。山崎市長は校区ごとにミニ区役所みたいなものをつくり自治を進めるイメージだった。区がやることを協議会会長に降ろし、会長が各団におろしてやってもらっている」

③「市との共働」で手一杯、自治・自立としては不十分

「『やらなければいけない』という義務感で動いている部分もある」「行政からの投げかけで手一杯。予算があるから活動は膨らむが、新規性は乏しい。自治・自律としては不十分」

（2）地域（自治協）は「公共」（特に福祉）の担い手たりうるか？

「行政が期待する自治協の姿・役割は？」という問いに対し、興味深いことに、職員の中に以下の2つの異なる立ち位置がみられた。

〈立場A〉目指すのは「住民交流」「行政とのつながり」。行政の肩代わりは期待していない

「いざというときの顔の見える関係づくり。その推進を行政が支援」「行政とコミュニケーションをとる仕組み」「行政の下請け的任務は考えていない。行政が手が届かないところをカバーしてほしい、という意識はない」「地域課題を地域で解決するということまでの期待はない。現場感覚では、そこまでは難しい」

〈立場B〉地域の人を支えるセーフティネットの役割まで期待している…が、福祉課題を地域（自治協や他の地域組織）だ

けで担うことは難しい。でも行政だけでもムリ…どうすればいい？（現場職員のジレンマ）

「行政が自治協制度を進めた理由の一つは財政難。だから防災も福祉も地域に持ってきた」「でも、もう一度『公共の役目』という根本に立ち返らないと支えられない。特に防災と福祉は地域まかせはムリ」「地域から『役所は市民のボランティア精神に頼りすぎ』『高齢者福祉は民生と社協だけでは担えない。助けて』と言われた」「このままでは、10年後20年後は自治協が疲弊する」

前者の立場は、「福祉などの公共のサービスは行政が担うもの」という福祉国家の理念を前提とした場合、それなりに見識ある意見である。が、現実には、立場Bの意見にもあるように、地域福祉などの課題解決は「行政だけではムリ」だとすれば、地域は、そして地域を支える行政はどうすればいいのかとの問に職員は…

①専門職が有償で地域課題を解決する仕組みが必要

「専門職が有償で地域課題を解決する仕組みが必要。福祉事業所、ＮＰＯなどに有償で頼む仕組みを行政が作らないと、支え切れない」「ＮＰＯと町内会の間をうまくコーディネートする役割を、地域支援係長が担えということなんだろうが」

②地域（自治協）と共働するうえで、行政内部の連携ができていない

「避難行動要支援者の避難計画も情報共有ができていない。ようやく我々のところに情報が降りてきた」「協議会と共有しながら進めていくことが突破口。でも、行政がまとまっていない」「校区内では社協・民生委・子ども会が一緒に何かするのは当たり前なのに、福祉局と子ども未来が連携していない」「地域支援課が一所懸命つないでいる」

「地域は公共（特に福祉）の担い手たりうるか」は地域コミュニティにとって極めて重い課題であり簡単に答えは出ないが、少なくとも、地域と共に歩んできた現場職員が、この問題を直視しつつ地域支援に取り組んでいることに勇気づけられる。そしてじつは、福岡市で最近、この問いに対する「小さな光明」となるような取り組みがはじまっている…この報告は連載後半で。

（3）行政が（職員が）「地域を支援する」というのはどういうことか？

①地域支援課職員の任務は「自治協と公民館を持続可能にする」こと

「初動期、係長になった時『地域に自治協議会をつくってもらい、そこを中心にやってもらう。そのために我々はいる』と教え込まれた。それが伝統として受け継がれた」「地域コミュニティや自治協の位置づけについて条例など明文化された指針はないが、地域支援課の任務は自治協と公民館を持続可能にすること、と教えられた」

②地域支援課のポジションは庁内で重視されてきた

「区役所の中で地域支援課のポジションが大事にされてきた」「２０２２年以降は町内会自治会も見るようになったため、増員された（普通ならありえない）」

③地域支援課というポジションはおもしろい・自分の想いで動ける

「地域支援課を希望した。地域と関わることはおもしろい」「支援係長は『こうしなければならない』という型がないから、個々の想いでやれる」「思い通りにやれる、面白い話があればすぐに提案できる」「地域に深く関わるのか（支援する）、距離を置くのか（押し付けないのか）、支援係長ごとに考え方も姿勢も違う」

④「組織」ではなく「人との関係」で進んできた

「地域支援係長は公民館によく行くので、各団会長ともよく会う。地域支援の体制は、システムよりも人のつながりによっている」「地域支援課は、庁内ではめずらしく、カテゴリー別の部署でなくつなぐ役目。ベテランが必要。人間関係も重要。庁内でも、知り合いに頼んだり情報共有したりする」

以上見てきたように、福岡市の場合、地域支援課職員は、「目標と方法があり、上からの指示で、組織として動く」のでなく、制度や支援の仕組みをうまく活かしながら、個々自分なりに「地域支援課としてするべきこと」を、熱意をもって(面白がって?!)行っている。組織論としては疑問も残るが、福岡市の自治協支援がうまく進んでいる要因の一つはこのあたりなのかもしれない。

(4)自治会町内会への支援の拡がりについて

2022年以降、自治協(校区)から町内会自治会へと支援が拡がり、「町内会活動支援事業補助金(町内会補助金)」新設、地域支援係長増員・広報アドバイザー創設などが行われている(表4)。「(町内会補助金は)予算が青空天井・期限がない、これまでにない手厚い助成」「いまどき増員なんて、財務がよく認めたな」というように、行政トップのコミュニティ活性化重視の表れであるとのこと。

各区の地域支援課は、支援課増員を機に、自治協だけでなく町内会との連携も強化しつつある。担当校区の町内会長全員と面談を行った区もあり、「自治協だけでなく町会長・町役員ともつながれた」「自治協は公式の組織だけど、町内会自治会は任意団体だから、これまでコンタクトはなかった」「町会長が区役所に来るようになった」「地域支援課係長が、自治会人材や活動を知ることは効果的。目の届き方が深くなった」と、評価する声が聞かれた。同時に創設された〈地域広報アドバイザー〉は「条例で自治会町内会支援が明記されたのを機に、地域支援課長会議で要求して実現された」仕組であり、「広報アドバイザーは公民館と協力してデジタル塾を開催するなどの活動をしている」。また「企画調整部の〈福岡ポイント〉も、地域活動の担い手確保や参加者の拡大に役立っている」など、多様な仕組が活かされている様子が伺えた。

(5)福岡市のコミュニティ施策は地域組織重視?!

福岡市のコミュニティ施策は、基本的には地域組織(自治協・各団・町内会自治会)を重視し、NPOなどとの連携、あるいは未加入者への対応は少ないように思われる。その点について職員は「未加入者への対応は加入の働きかけくらい」「NPOなどの巻込みについては、近年、NPO・大学・企業・社会貢献団体、みんなで地域をよくしていく〈共創〉という方向を打ち出した」「最近は〈共創〉は薄れ、どちらかというと、自治会町内会支援に注力していると認識している」と語る。ただ、未加入者については、自治協活動そのものが、公金が投入されていることもあり全住民を対象にするものが多いうえ、公民館が「市の施設」であるため未加入者にもハードルが低く、地域でもあまり問題視する声は聞かない。地域組織が弱体化しNPOや市民活動との連携を模索する自治体が多い中、地域組織重視という軸をずらさないことで、うまく進んでいる(ように見える)点も、福岡市の特徴であろう。

(6)自治協の将来ー担い手問題

「今はまだいいが、20年後も今のままでやり続けられるかというと…疲れて担い手がいなくなる。続けられないのではないか」「期待されている『若い』担い手は50

代後半～60代前半だが、自営業の減少と共働きの増加により先細り」「小さい町内会は統合しかないか」など、全国共通の悩みは福岡市でも開かれた。

4．まとめ―次号に向けて

行政側の視点（市職員の語り）でみる限り、福岡市の自治協制度は施行後20年余が経過した現在、地域運営・地域課題解決の仕組みとして、行政との共働の担い手として、うまく機能しているように見える。ただ、「課題解決（必須事業）を、やらされる組織」になっているのではないか（地域の自治としては不十分）という指摘については、地域側からの検証が必要である。そしてなにより、「地域福祉（高齢者・障害者・子どもの相対的貧困や不登校等）をどうするのか、地域だけでは担えないとすれば、行政（公共）の関わり方が問われている」という指摘はより重要である。次号以降、幾つかの自治協を紹介しつつ、地域側の視点からの制度評価やこれらの課題の検討をすすめていく。

【補注】

（注1）「住民自治協議会」（伊賀市）、「地域づくり委員会」（名張市）、「コミュニティ運営協議会」（宗像市）など呼称は一定しておらず、仕組みや法的位置づけも地域差があるが、ここでは一括して「協議会型住民自治組織」と呼ぶ

（注2）（公財）日本都市センターの2013年自治体調査の時点で、全国の基礎自治体のうち約5割が制度化。（「地域コミュニティと行政の新しい関係づくり」・2014年3月）

（注3）「神戸市真野地区に学ぶこれからの『地域自治』」、乾亨、東信堂、2023年。「自治的協議会」についての論考は第10章

（注4）2004年4月制度施行。福岡市は、伊賀市（2004年）や名張市（2003年）と並んで早い段階で制度を創設した自治体のひとつ

（注5）主に2024～2026年科研費調査（深川光耀氏と共同研究）での行政職員調査と複数の自治協調査をもとに考察。また、貞清潔氏（福岡在住コンサル）にも多くの示唆を頂いた。

（注6）「福岡市自治協議会に関する要綱」（2004・4～）・「福岡市活力あるまちづくり支援事業補助金交付要綱」（2004・4～）（現「福岡市自治協議会共創補助金交付要綱」）

（注7）包括補助金の財源は、町世話人への手当と、各団への助成金をまとめたもの

（注8）山崎市長時代に「コミュニティの自律経営推進に関する提言」（2002）や、「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言」（2007・2008）はあるが、大きな方向性を論じたもの。自治協議会の制度設計については記録がない（調査中）

（注9）2022年4月にようやく「共創による地域コミュニティ活性化条例」制定。但し、協議会の法的位置づけについては明示されず、所与のものとして記載されている

（注10）福岡市は「協働」でなく「共働」という用語を用いている

（注11）4年ごとに「自治協議会・自治会町内会アンケート」（2006・2010・2014・2018・2022）

（注12）制度施行当初から、係長級の希望者が自治協支援を担当。調査対象者8名のうち5名は、制度施行後の早い段階から支援課で自治協に関わり、課長・部長を務め、定年後も希望して支援課係長に再任用。